

1 給与収入者の場合

父または母のうち年間収入額が多い者の額

万円①

(所得課税証明書の「給与収入額」 1万円未満切り捨て)

給与収入額	控除額	控除額
0万円～268万円未満	給与収入額と同額	
268万円以上400万円以下	給与収入額×0.2+214万円	
400万円を超え781万円以下	給与収入額×0.3+174万円	
781万円を超える場合	408万円	

※控除額は1万円未満を四捨五入

父または母のうち年間収入額が少ない者の額

万円②

(所得課税証明書の「給与収入額」 1万円未満切り捨て)

給与収入額	控除額	控除額
65万円以下	給与収入額と同額	
65万円を超え180万円以下	給与収入額×0.4 ※控除額が65万円未満の場合は65万円	
180万円を超え360万円以下	給与収入額×0.3+18万円	
360万円を超え660万円以下	給与収入額×0.2+54万円	
660万円を超え1,000万円以下	給与収入額×0.1+120万円	
1,000万円を超え1,500万円以下	給与収入額×0.05+170万円	
1,500万円を超える場合	245万円	

※控除額は1万円未満を四捨五入

2 給与収入以外の場合

父母の所得 (所得証明書の給与所得以外の「所得額」 1万円未満 切り捨て)

万円③

万円④

3 特別控除

内容	控除額	控除額
母子・父子家庭	99万円	
障がいのある人が同一生計にいる	1人につき99万円	

申請者の同一生計世帯に以下の就学者がいる場合						
種別		控除額				控除額
		自宅通学		自宅外通学		
小学生		31万円				
中学生		46万円				
高校生	国公立	39万円		69万円		
	私立	88万円		118万円		
※高等専門学校生	国公立	39万円	43万円	69万円	72万円	
	私立	88万円	87万円	118万円	116万円	
大学生	国公立	74万円		121万円		
	私立	133万円		180万円		
専修学校生 高等課程	国公立	39万円		69万円		
	私立	88万円		118万円		
専修学校生 専門課程	国公立	36万円		81万円		
	私立	102万円		147万円		

申請者を対象とする控除 (A)						
種別		控除額				控除額
		自宅通学		自宅外通学		
高校に 在学・進学	国公立	39万円		69万円		
	私立	88万円		118万円		
※高等専門学校 に在学・進学	国公立	39万円	43万円	69万円	72万円	
	私立	88万円	87万円	118万円	116万円	
大学に 在学・進学	国公立	23万円+授業料年額		70万円+授業料年額		
	私立	37万円+授業料年額		84万円+授業料年額		
専修学校の専門 課程に在学・進 学	国公立	19万円+授業料年額		64万円+授業料年額		
	私立	41万円+授業料年額		86万円+授業料年額		

※ 39万円控除：1学年～3学年 43万円控除：4学年～5学年及び専攻科  
 69万円控除：1学年～3学年 72万円控除：4学年～5学年及び専攻科  
 88万円控除：1学年～3学年 87万円控除：4学年～5学年及び専攻科  
 118万円控除：1学年～3学年 116万円控除：4学年～5学年及び専攻科

#### 4 多子控除

申請者を含め、大学生までの子どもが2人を超える場合

申請者控除 (A) の額 (  万円+50万円) × 2人を超える人数  人  
 =  万円

#### 5 認定所得計算

収入・所得合計(①～④の合計) - 控除合計 (太枠内の合計)

-  =  万円(ア)

所得基準額 (南魚沼市奨学金所得要件の 1 所得基準額)

万円 ※(ア)の額が所得基準額以内であれば、作文審査の受験可能です。